

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方

#### (1) 基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その他の法令に基づく種々の計画との整合性について

##### 1) 大津市総合計画基本構想との整合について

大津市総合計画基本構想においては、市街地の無秩序な拡大への反省を踏まえ、地域ごとの個性と魅力を高めるために7つの都市核と7つの地域核を設定し、地域特性に応じて機能の充実を図ること、自然環境や歴史的環境などの地域資源の価値を見直しながらコンパクトで活力のある市街地を形成していくことの必要性が強調されている。

##### 2) 大津市国土利用計画との整合について

大津市国土利用計画においては、「七色に彩られる「水辺連鎖ネットワーク型」の都市構造」を実現するため、7つの個性ある都市核を設定している。それぞれの都市核の充実を図りそれらのネットワークによる都市構造を確立するとともに、特に重要となる大津・浜大津、膳所、西大津を「中心都市核」とし、中心市街地の活性化やまちづくり三法の改正を踏まえた都市機能の集約等が位置づけられている。

##### 3) 大津市都市計画マスタープランとの整合について

大津市都市計画マスタープランでは、上記の大津市総合計画基本構想・国土利用計画を受け、まちづくりの目標の1つとして「新時代にふさわしい都市構造の実現」を掲げ、中心市街地については「多様な住宅ニーズに対応した都市居住の促進および、準工業地域での大規模集客施設の立地抑制などにより中心市街地の活性化を図る」こととしている。

また、大津・浜大津地区は、西大津駅周辺、膳所駅周辺の地域拠点を含む「広域拠点」として、市内だけに限らず、草津市や京都市などの市街への広域的都市拠点として位置づけられている。

##### 4) 大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

主要な都市計画の決定の方針として、本中心市街地区域は、業務地及び商業地として位置づけており、大津湖南における都心として再開発を進める等、機能強化に努めることとされている。



図 10-1 大津市の都市構造図（中心市街地は中心都市核に位置する）

## [ 2 ] 都市計画手法の活用

### (1) 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

#### 1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

大津市では、上記「[ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方」における中心市街地の位置づけに沿って、郊外への大規模集客施設の立地による商業機能の分散を抑制するため、準工業地域における特別用途地区等を活用した大規模集客施設の立地制限に取り組む方針を検討し、平成 19 年当初より調査を開始し、同年度内に準工業地域（247.3ha、23 箇所）に特別用途地区の都市計画決定と併せて建築基準法に基づく条例により、大規模集客施設の制限を行った。以後、平成 24 年 11 月末までに、2 箇所、49.2ha の地域を新たに準工業地域及び特別用途地区として都市計画決定し、上記と同様の措置を行っている。

表 10-1 特別用途地区が適用される準工業地域の概要

都市計画区域名	準工業地域の数	面積	割合
大津湖南都市計画区域	25 箇所	296.5 ha	4.9%

表 10-2 都市計画特別用途地区の決定までのスケジュール

平成 19 年 11 月 6 日～11 月 26 日	特別用途地区の意見募集（パブリックコメント）
平成 20 年 1 月 22 日、23 日、24 日	地元説明会実施
平成 20 年 1 月 25 日	県知事協議申し出
平成 20 年 2 月 1 日～15 日	都市計画案の公告
	都市計画案の縦覧
平成 20 年 2 月 22 日	大津市都市計画審議会への諮問、答申
平成 20 年 3 月	県知事同意
平成 20 年 4 月 1 日	決定公告

表 10-3 特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定

平成 20 年 1 月	地方検察庁協議
平成 20 年 1 月 22 日～2 月 4 日	意見募集（パブリックコメント）
平成 20 年 2 月	議会（議案提出）
平成 20 年 4 月 1 日	施行

## (2) 大規模小売店舗立地法特例区域の指定

### (1) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域（浜大津アーカス及び琵琶湖ホテル立地区域）

平成 22 年 1 月に開催された第 11 回中心市街地活性化協議会において浜大津アーカスおよび琵琶湖ホテルを含む一体の区域を中心市街地の活性化に関する法律第 55 条第 1 項に基づく第二種大規模小売店舗立地法特例区域として指定するよう滋賀県に要請することが議決された。大津市においては、基本計画事業である琵琶湖湖畔エコツーリズム事業で整備された「湖の駅」の事業拡大に伴う増床にあたって、手続きを簡素化することによって、効果的な事業展開を図るとともに周辺地域への経済活性化の波及効果が期待されることなどから滋賀県に要請を行った。要請後は、住民説明会の開催や大津市との協議を経て滋賀県による特例区域案の公告・縦覧が行われ平成 23 年 3 月に指定された。なお、滋賀県と大津市との協議の結果、区域を必要最小限、限定的とするため当初、大津市中心市街地活性化協議会で審議いただいた区域より縮小（現況でアーカスの駐車場となっている部分を除いている）し、指定を行っている。

図 10-2 指定区域位置図

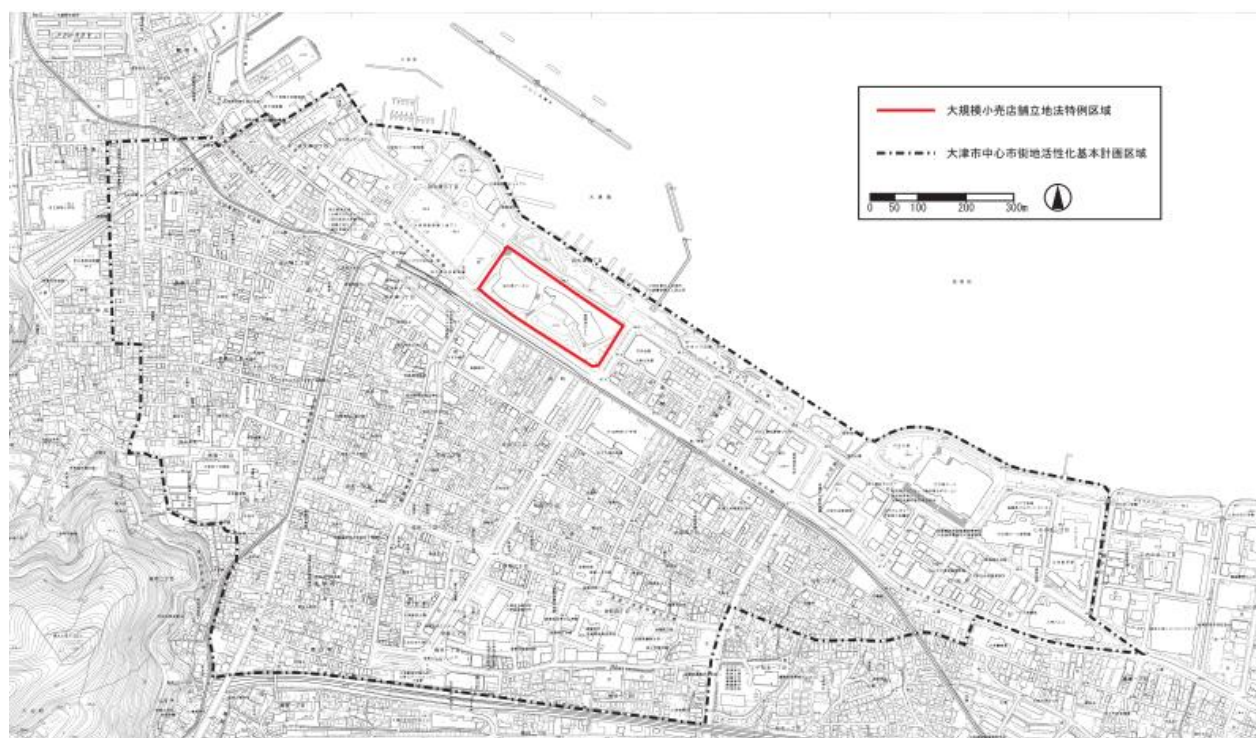


表 10-4 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定までのスケジュール

平成 21 年 9 月 9 日	第 10 回中心市街地活性化協議会において特例区域の指定要請に関して要望
平成 21 年 9 月～ 平成 22 年 1 月	関係者への制度と進め方についての説明・意見聴取・意見調整
平成 22 年 1 月 26 日	第 11 回中心市街地活性化協議会において特例区域の指定要請に関して議決
平成 22 年 3 月 19 日	大津市から滋賀県に要請書提出
平成 22 年 3 月 ～11 月	協議（大規模小売店舗立地審議会委員に対する説明・意見聴取、 県庁関係課への事前説明・意見照会）
平成 22 年 12 月 13 日	住民説明会の開催
平成 23 年 2 月 16 日 ～3 月 2 日	特例区域案の公告・縦覧
平成 23 年 3 月 18 日	特例区域の決定・公告

(3)良好な景観保全と中心市街地のにぎわいと発展の調和を図るための措置

1) 高度地区拡充～商業系及び工業系用途地域における高さ規制～

高層ビルの建設等によって損なわれる景観の保全に対して、「市街地における適切な高度利用のあり方」や「古都大津にふさわしい姿」という観点から都市のにぎわいと発展を見据え将来に誇れる風格あるまちづくりを目指すため、平成20年度から「市街地における高度利用のあり方検討委員会」を設置し、新しい高さのルールを検討が行われた。平成22年3月に当委員会から商業系用途地域及び工業系用途地域において地域ごとにメリハリのある規制の必要性について大津市に提言されたことを受け、市において規制案の検討が行われ、大津市都市計画審議会での審議を経て平成23年1月に高度地区が拡充された。

区分	用途地域・容積制限	高さ
	基本地域	商業地域 400%超える
商業地域 400%以下		45m
近隣商業地域 (300%)		45m
近隣商業地域 (200%)		31m
準工業地域		31m
工業地域		31m
個別地区	堅田地域の浮御堂周辺の湖岸地域	15m
	園城寺から琵琶湖を眺望できる地域	31m
	瀬田の唐橋から南側の地域	31m

図 10-3 高度地区規制

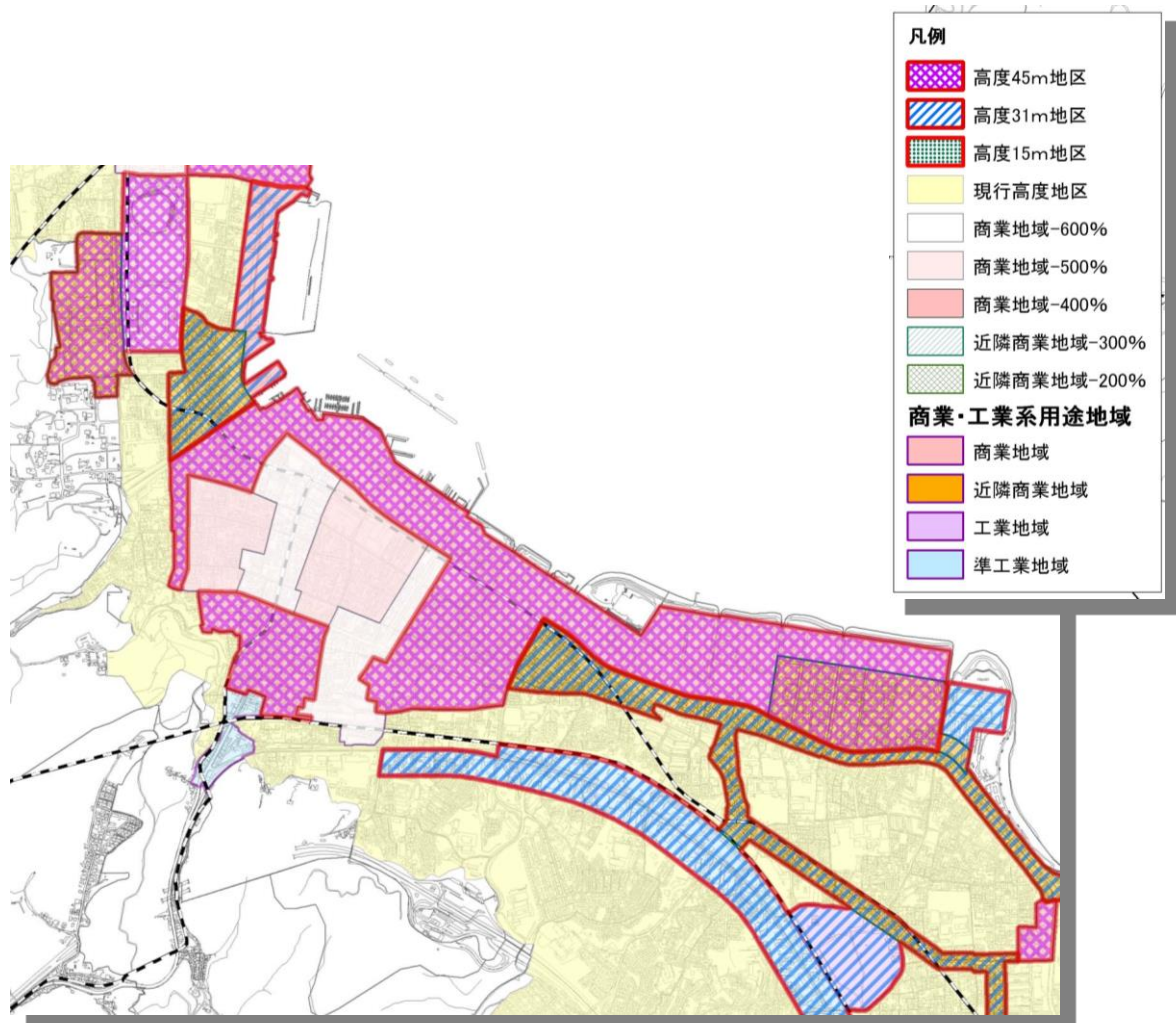


図 10-4 中心市街地における拡充地域図

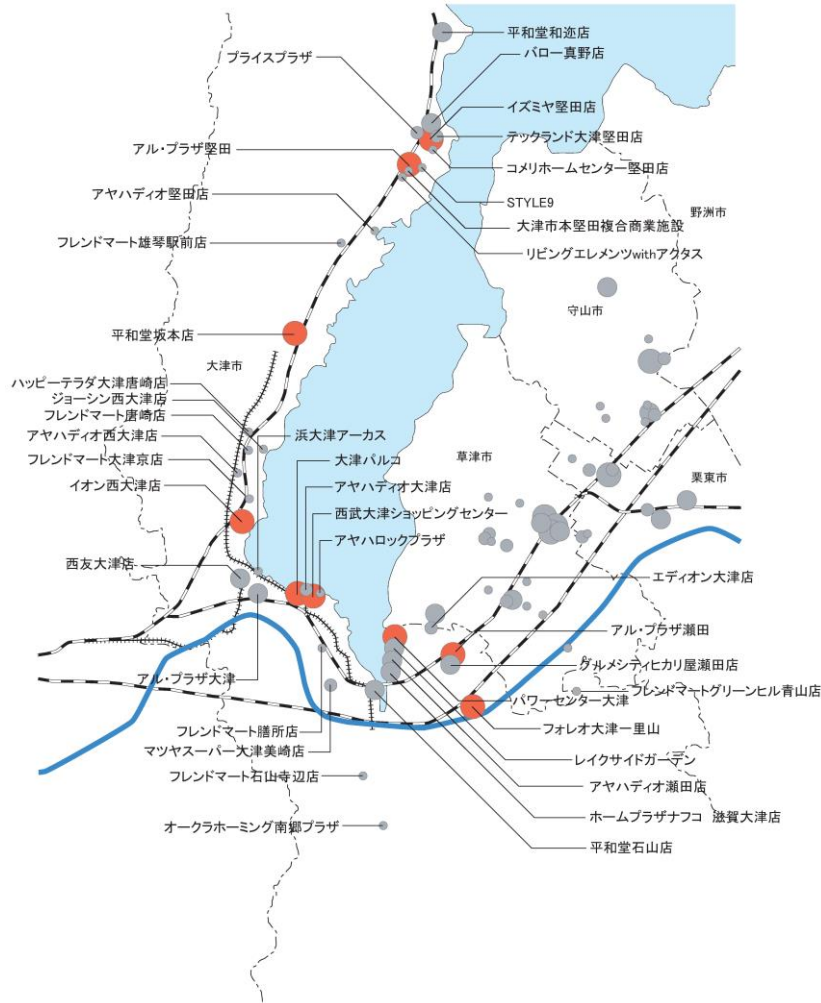
[ 3 ] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等既存ストックの現況

表 10-5 中心市街地周辺における 10,000 m<sup>2</sup>以上の大規模小売店舗の立地状況

区 分	店舗名等	店舗面積 (m <sup>2</sup> )	開業年
中心市街地	大津パルコ	22,711	1996 年
上記以外の 商業地	西武大津ショッピングセンター	25,176	1976 年
	アル・プラザ瀬田店	11,711	1987 年
	平和堂坂本店	10,633	1993 年
	パワーセンター大津	16,110	1994 年
	イオン西大津	23,172	1996 年
	イズミヤ堅田店	13,300	2005 年
	フォレオ大津一里山	19,976	2008 年
	アル・プラザ堅田	19,980	2008 年
市街化調整区域	なし		

図 10-5 中心市街地周辺における 10,000 m<sup>2</sup>以上の大規模小売店舗の立地状況



(2)庁舎などの行政機関、病院、学校等の立地状況

表 10-6 中心市街地の主な公共・公益施設一覧（再掲）

○行政機関等		○保険・医療施設等	
逢坂市民センター	京町三丁目1-3	総合保健センター	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津2・3F)
中央市民センター	中央二丁目2-5	中すこやか相談所	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津5F)
滋賀県警察本部	打出浜1-10	中あんしん長寿相談所	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津5F)
中消防署水上出張所	浜大津五丁目1	大津赤十字病院	長等一丁目1-35
滋賀県庁	京町四丁目1-1	○教育・文化・コミュニケーション施設等	
滋賀県パスポートセンター	におの浜一丁目1-20	男女共同参画センター	浜大津四丁目1-1(明日都1F)
滋賀行政評価事務所	京町三丁目1-1(大津びわ湖合同庁舎)	市民活動センター	浜大津四丁目1-1(明日都1F)
大津地方法務局	京町三丁目1-1(大津びわ湖合同庁舎)	大津市国際親善協会	浜大津四丁目1-1(明日都2F)
大津地方検察庁	京町三丁目1-1(大津びわ湖合同庁舎)	市民会館	島の関14-1
大津税務署	京町三丁目1-1(大津びわ湖合同庁舎)	スカイプラザ浜大津	浜大津一丁目3-32
大津年金事務所	打出浜13-5	図書館	浜大津二丁目1-3
大津公共職業安定所	中央四丁目6-52	教育相談センター	浜大津二丁目1-35
滋賀労働局	御幸町6-6	まちなか交流館ゆうゆうかん	長等二丁目9-1
大津地方裁判所	京町三丁目1-2	大津祭曳山展示館	中央一丁目2-27
大津家庭裁判所	京町三丁目1-2	勤労福祉センター	打出浜1-6
○福祉施設等		勤労青少年ホーム	打出浜1-6
子育て総合支援センター	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津2・3F)	勤労者体育センター	打出浜1-6
中すこやかヘルパーステーション	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津5F)	県立芸術劇場びわ湖ホール	打出浜15-1
ふれあいプラザ(貸室)	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津4・5F)	県立県民交流センター	におの浜一丁目1-20
社会福祉協議会	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津5F)	旧大津公会堂	浜大津一丁目4-1
消費生活センター	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津4F)	大津幼稚園(市立)	島の関1-50
浜大津保育園	浜大津四丁目1-1(明日都浜大津3F)	愛光幼稚園(民間)	末広町6-6
近松保育園(民間)	札の辻4-26	中央小学校(市立)	島の関1-60
		県立守山養護学校大津校舎	長等一丁目1-35
		びわ湖大津観光協会	春日町1-3
		大津駅観光案内所	春日町1-3

表 10-7 ベッド数 100 床以上の病院

	中心市街地	中心市街地外
施設数	1	6

表 10-8 教育施設の立地状況

施設区分	中心市街地	中心市街地外
幼稚園	1 (市) 1 (私)	33 (市) 1 (国) 8 (私)
小学校	1 (市)	36 (市) 1 (国)
中学校	0	18 (市) 1 (国) 1 (私)
高等学校	0	11 (県) 2 (私)
大学	0	2 (国) 4 (私)

## [ 4 ] 都市機能の集積のための事業等

### 1.市街地の整備改善のための事業等

- ・ 大津駅西地区第一種市街地再開発事業
- ・ 大津駅西第一土地区画整理事業
- ・ 大津駅西第一土地区画整理事業（(都) 春日町線）
- ・ 大津駅西地区住宅市街地総合整備事業
- ・ 旧東海道まちなみ整備事業
- ・ 「馬場皇子が丘線・北国町工区」
- ・ 交通安全事業統合補助 大津市 都心地区

### 2.都市福利施設を整備する事業

- ・ 滋賀県危機管理センター整備事業
- ・ 県庁周辺県有地活用促進事業（旧滋賀会館、旧体育文化館及びその周辺施設）
- ・ 大津事件等資料館整備事業

### 3.居住環境の向上のための事業

- ・ まちなみ整備事業
- ・ 木造住宅耐震改修支援事業
- ・ 大津百町町家じょうほうかん運営事業

### 4.商業の活性化のための事業

- ・ 空き店舗再生支援事業
- ・ 町家等活用事業
- ・ 大津駅前商店街再生整備事業

### 5.公共交通の利便性等のための事業

- ・ 交通バリアフリー推進事業



## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [ 1 ] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### (1) 中心市街地活性化に向けた試行的な取り組みの成果と実践的取り組みの実施

旧基本計画期間において検討や試行的取り組みがなされた内容が、1期計画において活性化事業として実行され成果を挙げている。また、その成果を機として新たな取り組みや組織が生まれ、活性化に向けて展開が進んでいる。数々の事業を協働で取組むことによって、市民を中心とした人材が育ち、また新たなまちづくりの担い手が参画してきており、ネットワークの拡大も見られる。これは活性化に向けた大きな強みであり、今後多様な連携による取り組みを継続しながら、活性化の担い手を育成していく。

#### ○まちなみ整備事業【まちなみ協定の会（まちなみ協定区域の締結者から組織）】

平成17年に大津百町の町家の良さや現状などを理解することとあわせ、大津百町の街並み再生に向けた機運を盛り上げるため、町家を実験的に再生・利活用していくモデル事業（改修助成事業）などについて検討する「大津百町の町家再生研究会」が設置された。研究会において検討されたモデル事業の1つが1期計画における「まちなみ整備事業（町家の修景整備事業）」である。本取り組みは、地域において協定を締結することを条件としたこともあって、まちなみ協定という形で地域の繋がりが作られ、まちなみ保全の機運の向上に繋がっている。そして、このまちなみ協定の会の繋がりにより、地区計画が策定されるなど大きな成果もあがっている。今後、協定締結者を増加していくことで、まちなみ保全の機運を一層高めていくとともに、活用実績を増やし、良好なまちなみ形成を進めていくことが必要である。このモデル事例を基に、地域の必要性等に応じて対象範囲を拡大していくなどの措置を検討していく。

#### ○旧東海道の歴史資源活用事業【大津百町の歴史資源を活用したまちづくり研究会】

「大津百町の歴史資源を活用したまちづくり研究会」については、P.143「[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 (1) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等 5) 大津百町の歴史資源を活かしたまちづくり研究会」参照

この研究会の取り組みによって、旧東海道まちなみ整備事業の事業化を行っており、その他の資源を活用した事業についても実施に向けた検討・調整が進められている。

#### ○旧東海道まちなみ整備事業【旧東海道まちなみ整備検討委員会】

平成22年度に「大津百町の歴史資源を活用したまちづくり研究会」において旧東海道沿道の歴史資源の活用方策について提言が出された後に、大津市において旧東海道の修景整備事業の事業化を行った。本事業にあたっては、地元に対して相当の負担を強いることから地元において調整を図る組織であるとともに、地域のまちづくり活動を検討していく組織として、平成24年1月に「旧東海道まちなみ整備検討委員会」が設置された。今後、実施設計を進めていくにあたって、本検討委員会と連携を図りながら進めていく。

### ○県庁周辺県有地活用事業【まちなか資源活用方策検討委員会】

「まちなか資源活用方策検討委員会」については、P. 144 「[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 (1) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等 (6) まちなか資源活用方策検討委員会」参照

「旧滋賀会館」、「旧体育文化館及び周辺施設」については、平成 24 年 4 月の県・市連携会議において、滋賀県・大津市とも単独での利用はしないとの考えを示しており、民間の活力を生かした活用を進めていくこととなる。旧滋賀会館については平成 25 年度に事業者の公募等を行う予定であり、旧体育文化館およびその周辺施設については平成 24 年度に民間事業者から広く活用方法についてのアイデアを求め、平成 25 年度以降に公募実施に向けた検討を進める予定である。

### ○大津百町町家じょうほうかん運営事業【NPO 法人大津祭曳山連盟ほか】

空き町家の貸し手と借り手の橋渡しを行い、町家活用を促進するための仕組みとして平成 19 年度から空き町家調査や大津百町市の開催などの試験的取り組みを開始している。1 期計画では、実践的な取り組みとして「空き町家見学会」の開催を行った。多くの参加者があり、改めて町家のニーズの高さが証明された。そして、数件の契約成立により町家活用が促進されている。一方で、貸し手側の情報収集の難しさがわかったことから、NPO 法人大津祭曳山連盟など地域に根ざした団体と連携を図り地域情報の把握とともに効果的な運営を行なえる仕組みと体制を再構築していく。

### ○大学との連携による中心市街地活性化の取り組み【各大学】

地元大学の学生によるまちなかをフィールドとした研究を地域と連携して実施している。若者の知恵と発想、活力は、まちづくり活動やイベントの開催において欠かせないものとなっている。

### ○各種イベントの開催【民間団体ほか】

1 期計画の進捗とともに各種民間主体のイベントが活発化してきている。各種団体の個々の専門性やネットワークによって、多種多様なイベントが開催されており、多くの集客とにぎわいの創出に寄与している。これら団体の更なる取組みの推進と新たな団体の参画を地域がサポートする協議会体制の構築を目指す。

## [2] 都市計画との調和等

### (1)基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その他の法令に基づく種々の計画との整合性について

#### 1) 大津市総合計画基本構想との整合について（再掲）

大津市総合計画基本構想においては、市街地の無秩序な拡大への反省を踏まえ、地域ごとの個性と魅力を高めるために7つの都市核と7つの地域核を設定し、地域特性に応じて機能の充実を図ること、自然環境や歴史的環境などの地域資源の価値を見直しながらコンパクトで活力のある市街地を形成していくことの必要性が強調されている。

#### 2) 大津市国土利用計画との整合について（再掲）

大津市国土利用計画においては、「七色に彩られる「水辺連鎖ネットワーク型」の都市構造」を実現するため、7つの個性ある都市核を設定している。それぞれの都市核の充実を図りそれらのネットワークによる都市構造を確立するとともに、特に重要となる大津・浜大津、膳所、西大津を「中心都市核」とし、中心市街地の活性化やまちづくり三法の改正を踏まえた都市機能の集約等が位置づけられている。

#### 3) 大津市都市計画マスタープランとの整合について（再掲）

大津市都市計画マスタープランでは、上記の大津市総合計画基本構想・国土利用計画を受け、まちづくりの目標の1つとして「新時代にふさわしい都市構造の実現」を掲げ、中心市街地については「多様な住宅ニーズに対応した都市居住の促進および、準工業地域での大規模集客施設の立地抑制などにより中心市街地の活性化を図る」こととしている。

また、大津・浜大津地区は、西大津駅周辺、膳所駅周辺の地域拠点を含む「広域拠点」として、市内だけに限らず、草津市や京都市などの市街への広域的都市拠点として位置づけられている。

#### 4) 大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（再掲）

主要な都市計画の決定の方針として、本中心市街地区域は、業務地及び商業地として位置づけており、大津湖南における都心として再開発を進める等、機能強化に努めることとされている。

### [3] その他の事項

#### (1) 大津市景観計画、古都大津の風格ある景観をつくる基本計画

平成16年6月に施行された景観法に基づき、平成18年2月に「大津市景観計画」を策定した。本計画は、歴史的風土を守り、生かしながら、古都にふさわしい風格あるまちづくりを進めるために平成16年3月に制定した「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」、これに基づき策定した「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を踏まえ、「水・緑・人が織りなす古都のかがやき」を基本理念とし、「水が煌きらめく景観」、「緑が薫かおる景観」、「歴史を育はぐくむ景観」の3つの基本目標を実現するため、市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標として、大津市のあるべき景観像を明確にするとともに、その実現のための規制誘導の基準を定めることを目的としている。

本中心市街地は、都心景観地域の天津・膳所都心地区内に位置し、「大津市の玄関口にふさわしいにぎわいと風格のあるまちなみ景観」や「歴史的建造物を保全、活用した商業施設や歴史的まちなみ景観に調和した低中層の商業施設などの立地を誘導し、歴史性を生かしたにぎわいのあるまちなみ景観」の形成を図ることとしている。

#### (2) バリアフリー基本構想（再掲）

平成18年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行に伴い、公共交通機関や公共施設等において一体的なバリアフリー推進に向けた基本構想を策定するため、学識経験者、高齢者・障害者団体関係者、市民等からなる「大津市交通バリアフリー推進協議会」において協議を重ねられ、平成23年3月に大津市バリアフリー基本構想を策定した。本構想では中心市街地をエリアに含む「JR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区」、「JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区」の2地区をバリアフリー重点整備地区として設定し、平成32年を目標期間として鉄道、道路、施設等管理者等が連携しバリアフリーの整備を図っていくこととしている。

#### (3) 大津市環境基本計画（第2次）、大津市地球環境保全地域行動計画（アジェンダ21 おおつ）（第2次）、低炭素地域づくり計画

低炭素社会の構築、循環型社会の形成、生物多様性の保全を進めることによる持続可能な社会の構築に向けた取り組みの必要性の高まりから、「大津市環境基本計画」の平成22年度での計画期間満了に伴い、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「大津市環境基本計画（第2次）」を策定した。また、「大津市環境基本計画（第2次）」における地球環境問題への取り組みの考え方を基礎に、地球温暖化対策及び生物多様性の保全を重点的に取り組む問題とし、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「アジェンダ21 おおつ（第2次）」を策定した。

そして、中心市街地においては、中心市街地の一部区域をモデル街区として、「アジェンダ21 おおつ（第2次）」の取り組みを基本に独自施策を加えた「低炭素地域づくり計画」を平成23年度に策定し、低炭素型まちづくりの実現に向けた取り組みを図っていく。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
<p>第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と</p>	<p>意義及び目標に関する事項</p>	<p>(1. [5] 大津市中心市街地活性化に向けた基本方針に記載) 大津市の中心市街地が目指す基本方針は国の基本方針の内容と適合している。</p>
	<p>認定の手續</p>	<p>(9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項に記載) 認定に当たっては大津市中心市街地活性化協議会と協議を行い、答申を受けている。</p>
	<p>中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項</p>	<p>(2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明に記載) 中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件(集積要件、支障要件、発展要件)を満たしている。</p>
	<p>4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p>	<p>(9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載) 市の推進体制、協議会との関係、客観的現状分析等及び各種事業との連携・調整において、十分に取り組んでいる。</p>
	<p>中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項</p>	<p>(10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載) 大津市の各種計画において、中心市街地活性化とコンパクトなまちづくりに取り組むことが明確になっている。</p>
	<p>その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p>	<p>(11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載) 活性化に向けた多様な連携による取り組みを継続しながら、活性化の担い手を育成していく。</p>

第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	(4.～8.の事業に関する事項に記載) 目標を実現するための事業を記載してい る。
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	(3. 中心市街地の活性化の目標に記載) 記載している各事業の実施により、明確な 効果が期待でき、数値目標の達成に寄与す ることを合理的に説明している。
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	(4.～8.の事業に関する事項に記載) 概ねの事業において、事業主体が特定され ている。
	事業の実施スケジュールが 明確であること	(4.～8.の事業に関する事項に記載) 全ての事業について、事業期間内に完了ま たは着手できる見込みである。